

規制改革会議 雇用・就労TF ヒアリング資料

平成19年4月9日

厚生労働省健康局生活衛生課

- 1 理容師試験、美容師試験の受験資格が原則高卒とされている理由について
理容師試験、美容師試験の受験資格については、それぞれ理容師法、美容師法において定められており、かつては中卒であったところ、理容師、美容師の資質の向上等に資するため、平成7年に議員提案による法改正が行われ、原則高卒に改められたもの。

(参考1)

平成7年6月の衆議院厚生委員会における理容師法及び美容師法の一部を改正する法律案起草の趣旨は次のとおり。

○岩垂委員長) 近年、我が国における理容業及び美容業においては、科学技術の進歩、生活文化の向上、消費者ニーズの高度化等に伴い、理容師及び美容師に対して、高度な技術とさらなる衛生水準の維持向上が要請されています。

本案は、このような状況に鑑み、理容師及び美容師の資質の向上等に資するため、理容師試験及び美容師試験の受験資格の改正その他所要の改正を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりであります。(以下略)

- 2 中卒者については理容師養成施設、美容師養成施設入所試験及び講習を課している理由について

(1) 入所試験

中卒者については、理容師養成施設、美容師養成施設における教育が支障なく受けられる程度の学力を担保するなどのため、入所前に試験を実施しているもの。

試験科目については、中学校の必修科目のうち、理容師養成施設、美容師養成施設における教科科目の内容を勘案し、各養成施設が必要と認めた科目について行うこととしている。

(2) 講習

理容師養成施設、美容師養成施設における原則高卒者を対象とした教科科目の学習を補助するため、入所後、理容業、美容業に関係の深い高等学校の教科・科目に係る講習を受講させることとしているもの。

なお、講習対象生徒の負担等を勘案し、当該養成施設における他の養成課程の講習の履修によることや、通信授業・添削指導によることも可能としている。

3 理容師養成施設、美容師養成施設に対し、中卒者の受入れを義務付けることについて

理容師養成施設、美容師養成施設には、大学、短期大学などの形態も存在しており、中卒者の受入れの義務付けが不可能な養成施設があるほか、

- ① 中卒者の受入れを義務付けた場合には、講習の実施等のため現在中卒者を受け入れていない各養成施設にとって負担が増加すること、
- ② 各養成施設の定員充足率は低く、現在でも中卒者が養成施設に入りにくいとは考えられないこと、
- ③ 毎年理容師、美容師として相当の人数の中卒者が合格していることなどから、理容師養成施設、美容師養成施設に対して中卒者の受入れを義務付けることは不適当。

(参考2)

理容師・美容師養成施設の充足状況（平成18年度）

	養成施設 学年定員	試験受験者数 (新規、人)	定員充足率 (推定、%)
理容師養成施設	15,621	3,446	22.1
美容師養成施設	51,820	33,613	64.9

（注）学年定員には、昼間、夜間、通信課程ごとの定員をそれぞれの修業期間（2年又は3年）で除した数値の合計を計上